

高岡斎場への太陽光発電設備導入(PPA)事業
公募型プロポーザル実施要領

1. 事業の趣旨・目的

本市では、令和4年3月に策定した「高岡市カーボンニュートラル推進ロードマップ」において、2050年カーボンニュートラルの達成に向けて再生可能エネルギーの創出と利活用促進を掲げている。再生可能エネルギーは、カーボンニュートラルの達成において必要不可欠な要素であることから、高岡市地球温暖化対策実行計画（仮称）においても、PPAモデルの活用による太陽光発電システムの設置を進めていくこととしている。本事業により、公共施設への積極的な再生可能エネルギーの導入を図り、民間事業者へと展開することによって、高岡市全体での再生可能エネルギーの導入促進につなげていく。

2. 事務局

高岡市生活環境文化部環境政策課

〒933-0951 富山県高岡市長慶寺 640

TEL:0766-22-3212 FAX:0766-22-2341

E-mail:kankyo@city.takaoka.lg.jp

3. 業務概要

- (1) 業務名 高岡斎場への太陽光発電設備導入(PPA)事業
- (2) 業務場所 高岡斎場(富山県高岡市グリーンパーク1)
- (3) 業務内容 別紙「高岡斎場への太陽光発電設備導入(PPA)事業仕様書」のとおり
- (4) 履行期間
 - ア 設備導入期間
設備の導入時期については、令和5年度を想定して公募を行う。
 - イ 電力供給期間
 - ①運転開始日は協議の上で決定することとする。ただし国などの補助を活用した事業については、当該補助の規定に従った導入時期及び運転開始時期とすることとする。
 - ②運転期間は運転開始日から最長で20年とする。

4. 主な手続きの流れ

4.1 本募集要項の配布

- (1) 配布期間
令和5年2月1日(水)～令和5年2月24日(金)
- (2) 配布方法
高岡市生活環境文化部環境政策課にて配布する。また、本市ホームページにおいても本

募集要項を公表する。

※環境政策課での配布は土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

4.2 公募スケジュール

内容	期間
募集要項等の公表	令和5年2月1日(水)
現地見学会申込書の提出期限	令和5年2月8日(水) 午後5時まで
現地見学会	令和5年2月14日(火)
質問書の提出期限	令和5年2月17日(金)
質問書への回答	随時
応募書類の提出期限	令和5年2月24日(金) 午後5時まで
選定委員会による審査	令和5年3月初旬
契約締結	令和5年3月中旬

※スケジュールは前後する可能性があるため留意すること。また、スケジュールの変更により発生する費用等は応募者が負担すること。

5. 公募に関する事項

5.1 事業者の参加資格要件

受託を希望する事業者(以下「応募者」という。)は、日本国内に本社又は支社を有し、専門技術者等の十分な業務遂行能力及び適切な執行体制を有している法人とする。また、事業計画提案書に基づく太陽光発電事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること。

また、応募者の参加資格要件は、応募者及びその役員(株式会社にあつては取締役、その他の法人にあつてはこれらに相当する職にある者)が以下のいずれにも該当しないこととする。

なお、応募者の参加資格要件について必要に応じ本市から関係各機関に照会を行う。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人、その他使用人として使用する者。ただし、その事実があった後3年を経過した者については、この限りでない。
- (4) 破産法(平成16年法律第25号)第18条又は第19条に基づく破産手続きの開始の申し立て、又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者。ただし、更生手続きの開始決定又は更生計画の認可決定がなされている場合は、この限りではない。
- (5) 市区町村税、消費税・地方消費税を滞納している者。
- (6) 暴力団(暴力団による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2

号に規定する暴力団をいう。)もしくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)及び暴力団もしくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者並びにこれらの統制下にある者。

- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第1477号)の適用を受ける団体もしくはこの団体に属している者及びこれらの者と取引のあるもの。
- (8) 高岡市発注の契約に係る指名停止処分を受けている者。
- (9) その他、市が不適格と判断するもの。

5.2 現地見学会

- (1) 日時

令和5年2月14日(火)

- (2) 集合場所

高岡斎場正面玄関前(別途案内)

- (3) 内容

現地にて、設置可能場所の見学や留意事項等を説明。

- (4) 留意事項

①現地見学会への参加は応募の必要条件ではないが、不参加の場合も現地説明事項について承知しているものとみなす。

②公募に関する質問については、**5.3**に示す方法により対応するため、現地見学会においては受け付けない。

- (5) 申込方法

現地見学会参加申込書【様式2】を記入し、持参、郵便書留または電子メールのいずれかで**2.**に記載する事務局まで提出すること。電子メールの場合、件名は「現地見学会参加申込書(●●)」(●●は法人名)とし、申込書のファイルを添付して送信すること。

- (6) 申込提出期限

令和5年2月14日(火)午後5時まで(必着)

※環境政策課での受付は土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

5.3 公募に関する質問及び回答

応募を予定している者から、以下のとおり本公募に関する質問を受け付ける。

- (1) 質問受付方法

「質問書」【様式4】を記入し、持参、郵便書留または電子メールのいずれかで**2.**に記載の事務局まで提出すること。電子メールの場合は、「質問書(●●)」(●●は法人名)とし、質問書のファイルを添付すること。

- (2) 質問受付期限

令和5年2月17日(金)午後5時(必着)

※環境政策課での受付は土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

る。なお、提出期限までに到着しなかった質問に対しては、回答しない。

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、随時本市ホームページで公表する。また、回答の公表をもって、本募集要項の追加、修正及び解釈に関する補足とする。回答にあたって、質問を行った法人等は公表しない。なお、意見の表明と解されるものについては回答しない場合がある。また、また、回答に対する再質問は原則受け付けない。

5.4 本募集要項の修正又は内容の追加

本市は、5.3に示す質問への対応等のため、本募集要項の修正又は内容の追加を行う場合がある。この場合、本市ホームページにて公表する。

5.5 応募申込

本募集要項に規定する条件等を踏まえたうえで、以下の方法により応募すること。

(1) 応募方法

応募者は、持参または郵便書留のいずれかの方法で2.に記載する事務局まで応募書類を提出すること。なお、持参する場合は、必ず事前に来庁日時を事務局に電話予約すること。

(2) 応募書類提出期限

令和5年2月24日(金)午後5時(必着)

※環境政策課での受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

5.6 応募書類

応募書類は次のものを提出すること。

(1) 企画提案書

①応募申込書【様式1】……………8部

ア 応募申込書

イ 役員一覧表(応募者及び共同事業者の構成員について別葉にて記載)

②事業計画提案書【任意様式】……………8部

(2) 応募資格がある旨の誓約書【様式3】……………1部

(3) 法人概要等

ア 法人概要【任意様式】……………8部

※パンフレットなどでも可。

イ 法人登記履歴事項全部証明書……………1部

※発行後3か月以内の原本で提出すること。

ウ 印鑑証明書……………1部

※「代表者の印」など法務局に届出がされた印鑑の証明書で、発行後3か月以内の原本に限る。

- エ 法人の経営状況を説明する書類等……………8部
・直近3事業年度の会社法に定める計算書類一式(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書)及び附属明細書又はこれらに相当する書類
- オ 納税証明書(市税および国税)……………1部
(未納の税額がないことの証明。本募集要項の配布開始日以降に本店等所在自治体から交付された原本に限る)
- (4) 過去の類似業務実績【任意様式】……………8部
実績を証明するものとして、契約書や仕様書、協定書等の写しや事業実績や導入効果が見分かるものを添付すること。
※導入施設は、公共施設・民間施設を問わない。

5.7 応募に係る留意事項等

(1) 事業計画提案書の内容について

様式は任意のものでよいが、以下の内容を記載すること。

ア 実施方針

提案の基本方針・概要・設備の平常時のシステム構成図等を記載すること。

イ 太陽光発電設備容量

施設における想定設備容量(太陽光発電設備定格出力(kW))を検討すること。

ウ 蓄電池設備容量

施設における想定設備容量(蓄電池出力(kW)及び容量(kWh))を検討すること。

エ 自家消費電力量

各施設における想定自家消費電力量を検討すること。検討にあたっては、全施設合計の自家消費電力量(kWh)が最大となる考え方を示すこと。

オ 設備設置仕様

- ・太陽光発電設備の設置場所、設置方法(架台等)、検討において想定した設備仕様(寸法、重量等を含む)を記載すること。
- ・想定する設置場所、設置方法におけるJIS C8955 に定められている荷重(風圧、積雪、地震等)に対する太陽光発電設備の耐荷重を、風速、積雪量、震度等を用いて記載すること。
- ・太陽光発電設備の単位面積当たりの重量(基礎、パネル重量込み:単位 N/m² もしくはkg/m²)を記載すること。

カ 事業実施体制図

実施体制の中に以下の資格を有する者を含めること。

- ・建築士法(昭和25年法律第202号)による一級建築士
- ・第一種、第二種若しくは第三種電気主任技術者

上記資格は、本事業を実施する体制に含まれる協力事業者の中でも構わない。

キ 工事計画概要(設備導入工程表)、実施体制(本業務に従事予定の総括責任者、担当

者、予定技術者経歴書、資格証の写し等を記載)、事業フロー及び運転期間における維持管理等のスケジュール

ク 運転期間における維持管理・メンテナンス等の計画(定期点検、設備交換計画、遠隔監視の有無等)、実施体制

ケ 事業実施中のリスクに対する対策

損害保険の補償額、適用範囲、その他の対策等を記載すること。

コ 事業実施に関する保証

設備の導入、運転期間中、撤去までに係るすべての保証

サ 非常時・停電時に利用可能なシステム

以下の点を含め、非常時・停電時の利用方法を提案すること。

・非常時・停電時のシステム構成図

・非常時・停電時の利用、操作方法(特定負荷への供給の有無、停電時に必要な機器の操作及び配線作業の要否等)

・自立運転時に太陽光発電設備等から使用可能な出力(kW)

シ 自家消費料金単価及び発電設備導入前後の電気料金(参考見積)

・単価は事業期間中一定とし、自治体より提示した参考価格をもとに提案すること。参考価格は、参加表明書提出者に対して提示する。(単価は、消費税及び地方消費税を含む価格で提示すること。)

ス その他独自提案

その他温室効果ガス排出量の削減に有効な独自提案があれば、任意の様式にて示すこと。

(2) 事業計画提案書の記載要件について

① A4版を基本とすること。一部A3版の使用も認めるが、その場合は三つ折りにして綴じること。

② 枚数に制限は設けないが、提案書は簡潔にまとめること。また提案書の各ページの中央下部に総ページ数と当該ページ数を記載すること。

③ 文書の補完のための写真、イラスト等を用いることも可とする。

④ 提案書の提出期限後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めない。

⑤ 言語は日本語、通貨単位は円とすること。

(3) その他応募書類に関する留意事項

① 応募者に対して、7.1 に示す選定委員会の判断により、追加資料の提出を求める場合がある。

② 押印が必要となる応募書類で提出部数が複数部ある場合、1部は押印されたもの(原本)とし、残りは押印を含んだ複写で可とする。

③ 提出書類に押印する印鑑は、全て印鑑証明書と同一のものに限る。

④ 原本1部、その他(7部)をそれぞれまとめて提出すること。また、提出部数が1部のものはそれを原本とすること。

⑤ 応募書類は、審査の過程で必要に応じて事務局で複写して使用するため、複写して使用するため、複写しやすい資料とすること。具体的には以下の点に留意すること。

・提出書類はホチキス止めしないこと。(必要に応じてクリップ等でまとめる。)

(4) 応募者の構成について

・単独の法人もしくは複数の法人によって構成された共同事業者とする。

※共同事業者で提案する場合、それらを構成する事業者は単独法人での提案はできない。

また、応募期間終了後、共同事業者の構成員を変更したり追加したりすることは、原則として認めない。

(5) 業務の一部再委託等について

当該業務の一部を第三者に委任または請け負わせることについては妨げない。

(6) 応募者の複数提案禁止

応募は、一応募者につき一提案とする。

(7) 費用の負担

応募に必要な一切の費用は、応募者の負担とする。

(8) 本市が提供する資料等の取扱い

本市が提供する資料等は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じる。

(9) 接触の禁止

選定委員会の委員及び事務局に属する職員から、協力、助言を受けることは一切できない。

協力、助言を受けている事実が認められた場合は、応募資格を喪失する場合がある。

(10) 応募書類の取扱いについて

① 書類作成に係る費用、許認可等については応募者の負担又は責任においてこれを行う。

② 応募書類の返却は行わない。

③ 応募書類の内容等については、審査結果の公表において、応募者が特定できない範囲かつ本市が必要と認める範囲で、公表できるものとする。ただし、下記④の内容については除く。

④ 5. 6による応募者の応募書類については、本市が必要と認める範囲で応募者の同意を要することなく使用できるものとする。ただし下記⑥の内容は除く。

⑤ 応募書類は、高岡市情報公開条例に基づき提出者の同意を得ることなく公表する場合がある。

⑥ 応募書類に関して本市(7.1 に示す選定委員会を含む。)が知り得た事項のうち、事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるなどの理由により、秘密を要すると事業者から申出のあった事項については、その内容を他に漏らさないものとする。

⑦ 本市は、応募書類の取扱い及び保管にあたっては十分注意するが、不測の事態により生じた損害等については責任を負わない。

⑧ 応募書類の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、応募者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとする。

⑨ 応募書類の内容は公にすることにより応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を

害することがないよう慎重に扱うものとし、原則として上記③、④以外はホームページ等での公表はしないものとする。ただし、開示請求があった場合は、非開示情報を除いて、開示請求者に開示する。

- ⑩ 誤字等を除き、応募書類提出後の内容変更及び追加は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情があると本市又は 7.1 に示す選定委員会が判断した場合は、内容変更及び追加を認めることがある。

(11) 応募申込後の辞退について

応募申込後に辞退する場合は応募取下書【様式5】を提出すること。

6. 提案にあたり留意すべき事項

6.1 太陽光発電設備の設置期限について

当該施設への太陽光発電設備の導入は、令和5年度中を期限として行うこと。詳細な運転開始日については、別途協議の上で決定する。

6.2 事業者の費用負担

次に掲げる費用は事業者の負担とする。

- (1) 本件に係る提案及び契約に要する費用
- (2) 公租公課等

6.3 関係法令の遵守

本件の実施にあたっては、関係する法令、条例等を遵守するものとする。

6.4 実地調査

本市は必要に応じて事業者に対し、本件の実施状況について報告をもとめ、又は調査することができる。

6.5 その他の条件

- (1) 業務実施上の理由等により、提案内容を変更する必要があるときは、必ず本市と事前に協議し了承を得ること。
- (2) 落札後は、本施設を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する施設等の公序良俗に反する用途に使用してはならない。

7. 事業予定者の決定等に関する事項

7.1 選定委員会の設置

本市は、応募者の応募書類を審査し、優れた提案内容の事業者を選定するため、本市職員により構成される選定委員会を設置し、最優秀提案者を事業予定者として選定する。選定委員会の委員名は非公開とする。

7.2 選定委員会の運営

選定委員会は、事業者の企業秘密及び知的財産等を保護する観点から議事内容も含め非公開とする。

7.3 審査方法

本件プロポーザルの審査は書類審査及びプレゼンテーションによる審査とし、提案の内容について、次の審査項目及び審査方法に基づいて審査を行う。なお、本募集要項に規定する条件に合致しない提案又は7.5に示す資格を喪失した者の提案は審査の対象としない。

また、審査項目のいずれかにおいて、不適又は他と比較して著しく劣ると判断された提案は、他の内容の如何に関わらず失格とする場合がある。

(1) 審査項目

審査項目	審査の視点	配点
①技術提案に関する事項	○技術提案に対する具体性・合理性 ○設備容量に関する具体提案 ○二酸化炭素排出量の削減効果 ○災害等、非常時利用の内容	25
②事業の計画性・遂行能力	○実施体制や施工スケジュールの妥当性 ○事業継続を保證できる、安定した経営基盤 ○事業実施期間に発生するリスクに対して対応できる提案か ○運転期間中もきめ細やかな連携がとれる体制か	20
③実績	○過去に類似の実績があり、問題なく実施が見込めるか	10
④提案価格	○電気料金がどの程度効率化されるか	10
⑤プレゼンテーション	○プレゼンテーションの内容がわかりやすいものか ○取組みに対する意欲が高く、熱意が感じ取れるか	10
⑥地域貢献	○市内の事業者を活用した提案となっているか。	25

	○騒音振動や安全対策、景観など、施設周辺の環境に配慮した提案となっているか。	
合計		100

(2) 審査方法

選定委員会において、必要に応じて各応募者へのヒアリングを適宜行う。その後、各提案について(1)に示す審査項目に基づいて審査を行い、最優秀提案者を選定する。

審査の開催日時等については、別途通知する。

また、応募者が多数の場合など、選定委員会において、応募書類により事前審査を行う場合があり、その結果、事前審査を通過しなかった事業者には、その旨を通知する。

7.4 事業予定者の決定

最優秀提案者を、事業予定者として選定する。

7.5 資格の喪失

次のいずれかに該当する場合、応募者は、審査を受ける資格、事業予定者となる資格及び契約等を締結する資格を喪失するものとする。

- (1) 応募書類に不備又は虚偽の記載があった場合。
- (2) 5.1 に定める資格要件を満たさなくなった場合。
- (3) 公正な審査に影響を与える行為があった場合。
- (4) 他の応募者の提案を妨害するなど、手続きの遂行に支障をきたす行為があった場合。
- (5) 応募から事業予定者に決定するまでの間に、高岡市発注の契約に係る指名停止処分を受けている場合。
- (6) その他信頼関係を損なった場合。

7.6 事業予定者の通知

事業予定者の決定通知については、各応募者(事前審査を通過しなかったものを除く)に書面により通知する。なお、結果に関する問い合わせ及び異議は一切受け付けない。

7.7 事業予定者等の公表

事業予定者については、決定後公表する。なお、それ以外の事業者名については公表しない。

8. 契約等に関する事項

事業予定者の決定後、事業予定者との間で必要な交渉等を経たうえで、事業予定者から見積書を徴収する随意契約の方法により契約を締結する。

9. その他

9.1 注意事項

- (1) 応募者は、本募集要項に記載された事項について十分に熟知しておくこと。
- (2) 契約の締結により各種許認可等の審査が免除されるものではなく、また、提案事業は事業予定者の責任と負担により実施すべきものであり、行政が特別な計らいをするものではないため、事業予定者において関係部局に適切な申請等を行うこと。
- (3) 事業予定者は自らの責任において、計画や工事の内容等についての住民説明等を適宜行い、円滑な事業の実施に努めること。また、工事に伴う騒音や振動、設備設置に起因する各種弊害については、できる限りこれらの防止及び抑制に努めるとともに、問題が生じた場合は事業予定者の責任において適切に対応すること。
- (4) 本募集要項に定めるもののほか、必要な事項について、本市の指示に従うこと。

9.2 様式集

- 【様式1】 応募申込書
- 【様式2】 現地見学会参加申込書
- 【様式3】 応募資格がある旨の誓約書
- 【様式4】 質問書
- 【様式5】 応募取下書

9.3 参考資料

- 【参考資料1】 施設概要資料
- 【参考資料2】 屋上写真
- 【参考資料3】 平面図等図面一式
- 【参考資料4】 24時間365日電力使用量データ(30分値)
- 【参考資料5】 参考価格
- 【参考資料6】 土質調査資料
- 【参考資料7】 構造計算書
- 【参考資料8】 調査報告書(高岡斎場)抜粋

※「参考資料」は別途依頼に応じて随時提供する。件名に「高岡斎場 PPA 事業に係る参考書類の送付依頼」、本文に(1)事業者名、(2)担当者名、(3)送付先アドレス、(4)連絡先を記入のうえ、メールで kankyo@city.takaoka.lg.jp まで依頼すること。